

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 3 1 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の 5 第 1 項又は第21の 6 第 1 項
処 分 の 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 古物営業法施行規則第19条の 4 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請） ・ 古物営業法施行規則第19条の 5 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） ・ 古物営業法施行規則第19条の 6 （盗品等の売買の防止に資する方法の基準） ・ 古物営業法施行規則第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） ・ 古物営業法施行規則第19条の12において準用する第19条の 5 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：40日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：